

J R大阪駅ビルでの顔認証システム実験への中止命令を求める

総務省 殿

2014年3月5日

監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦(中央大学名誉教授) 田島泰彦(上智大学教授)
福島 至(龍谷大学教授) 村井敏邦(大阪学院大学教授)

連絡先：〒164-0001 東京都中野区中野 5-32-11-504

TEL 03(5380)2931 FAX 020(4665)3089

貴総務省が所管する独立行政法人・情報通信研究機構は、報道によれば、JR大阪駅を中心とした駅ビル「大阪ステーションシティ」において、約90台の高性能カメラのネットワークを使って、この施設を通行・利用する膨大な数の市民一人ひとりを無差別に撮影する実験を今年4月から実施するとしています。その上で、この実験においては、撮影した市民の顔画像と歩き方の特徴をデータ化してID（個人識別番号）をつけ、市民一人ひとりを自動的に追跡することを計画しているとしています。私たちは、このような実験は、「誰が・いま・どこを・どのように移動しているか」をリアルタイムで追跡することができる顔認証システムの導入実験であると考えます。

京都府学連事件・最高裁判決（1969年）は、「何人も、その承諾なしにみだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」ことを明示していますので、今回の実験は、この最高裁判決に真っ向から反するものです。特に、撮影した画像のデータにもとづいて市民一人ひとりを追跡し行動を把握する行為は、憲法13条で保障されているプライバシーの権利（自己情報コントロール権）への重大な侵害となり、断じて許されません。

私たちは、国土交通省と財団法人・運輸政策研究機構が行った東京の地下鉄霞ヶ関駅での顔認証システム実験（2006年5月）を始めとして、公共空間における顔認証システムの導入に強く反対してきました。しかし、現在警視庁をはじめ5都県警が可搬型の顔認証装置を秘密裏に運用していることが、報道によって明らかになりました（2月27日）。今回実験が計画されている顔認証・歩行認証システムは、実験にとどまることなく、実験後、公共空間に導入・運用される現実性をもったものであると考えます。私たちは、貴省が、情報通信研究機構に対して、同機構が計画している顔認証システム実験をただちに中止するよう命令することを求めます。